

○三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成7年9月27日

規則第26号

**改正** 平成10年3月31日規則第15号  
平成13年3月28日規則第22号  
平成24年12月21日規則第48号  
平成27年9月11日規則第29号  
平成29年9月15日規則第46号  
平成29年12月15日規則第50号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和48年三島市規則第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年三島市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量の一般廃棄物)

**第2条** 条例第9条第3項の規則で定める多量の一般廃棄物は、20キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物等)

**第3条** 条例第10条第1項の規則で定める多量の一般廃棄物は、1月当たり200キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、様式第1号による多量の一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

(市が行う一般廃棄物の収集等により処理することができる事業活動に伴う一般廃棄物の排出量等)

**第4条** 条例第10条第2項後段の規則で定める排出量は、10キログラムとする。

2 条例第10条第2項後段の規定による届出をしようとする事業者は、様式第2号による事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

3 条例第10条第2項後段に規定する指定収集袋は、市長が指定する場所で交付するものとする。

(資源物)

**第4条の2** 条例第10条の2第2項の古紙その他の規則で定めるものは、古紙、缶、金属くず、瓶、ペットボトル、布及び廃食用油とする。

(ごみ集積所の位置を示す図面の設置場所)

**第4条の3** 条例第10条の2第3項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 三島市役所
- (2) 三島市清掃センター
- (3) その他市長が特に必要と認める場所

(市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可の申請)

**第5条** 条例第12条第2項の規定による市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可を受けようとする事業者は、様式第3号による産業廃棄物処理許可申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料等の納付方法)

**第6条** 条例第15条第1項の規定による手数料等の納付は、当該廃棄物の処理の際に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第2項後段の規定による処理に係る手数料の納付は、第4条第3項の規定により指定収集袋の交付を受ける際に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、市長が指定する期限までに納付することができる。

(手数料等の還付)

**第6条の2** 条例第15条第2項ただし書の規定による手数料等の還付を受けようとする者は、様式第3号の2による一般廃棄物処理手数料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料等の減免)

**第7条** 条例第16条の規定により手数料等を減免する場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (2) 火災により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の規定による保護を受けている者が排出した廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額

(4) 地域の美化に係る活動に伴い生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額

(5) その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第16条の規定により手数料等の減免を受けようとする者は、様式第4号による一般廃棄物処理手数料等減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等の申請等)

**第8条** 法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項に規定する許可の更新を受けようとする者は、様式第5号による一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証)

**第9条** 市長は、法第7条第1項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第7号による一般廃棄物収集運搬業許可証を、法第7条第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第8号による一般廃棄物処分業許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

**第10条** 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をしようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、様式第9号による一般廃棄物処理業廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の業務状況報告)

**第11条** 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

**第12条** 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、様式第11号による浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証)

**第13条** 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、様式第12号による浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の変更の届出)

**第14条** 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第13号による

浄化槽清掃業変更届出書を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の廃業等の届出)

**第15条** 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、様式第14号による浄化槽清掃業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の業務状況報告)

**第16条** 浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(許可証の有効期間等)

**第17条** 第9条又は第13条の規定により交付された許可証(以下単に「許可証」という。)の有効期間は、2年とする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

**第18条** 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項の許可を受けた者又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)が、許可証を亡失し、又は破損したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による許可証の再交付の申請をしようとする一般廃棄物処理業者等は、様式第15号による許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

**第19条** 一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の許可を取り消されたとき。

(2) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部を廃止したとき、又は浄化槽法第38条各号に掲げる場合に該当することとなったとき。

(3) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部の停止を命ぜられたとき、又は浄化槽清掃業の全部の停止を命ぜられたとき。

(4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(公表)

**第20条** 条例第19条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 違反した者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 違反した者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- (3) 違反した日時及び場所
- (4) 命令の内容
- (5) 違反した者が条例第19条第2項に規定する意見陳述をしたときは、その内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公表は、三島市役所の掲示場に掲示することその他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

**第21条** この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条、第3条、第11条、第12条及び第13条の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第5条第1項の規定により交付を受けている許可証及び同条第2項の規定により再交付を受けている許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条及び第13条の規定により交付された許可証並びに第18条の規定により再交付された許可証とみなす。

**附 則(平成10年規則第15号)**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則(平成13年規則第22号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成24年規則第48号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成27年規則第29号)**

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の2及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に処理する一般廃棄物

に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

**附 則(平成29年規則第46号)**

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

**附 則(平成29年規則第50号)**

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定による指定収集袋の交付及び改正後の第6条第2項に規定する手数料の納付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

<p>多量の一般廃棄物排出届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び 代表者氏名)</p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
事業所	住 所 (所在地)	三島市 町 丁目 番地 番 号	
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	電話番号 ( )	
事業の種類			
一般廃棄物の種類			
1月当たりの一般 廃棄物の排出量	可燃物	不燃物	計
	kg	kg	kg

様式第2号(第4条関係)

<p>事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び 代表者氏名) <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
事業所	住 所 (所在地)	三島市 町 丁目 番地 番 号	
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	電話番号 ( )	
事業の種類			
一般廃棄物の種類			
一般廃棄物の 平均排出量	可燃物 kg	不燃物 kg	計 kg
一般廃棄物を 排出するごみ 集積所の位置			
添付書類及び図面	1 一般廃棄物を排出するごみ集積所を管理する自治会その他の団体の代表者の承諾書 2 一般廃棄物を排出するごみ集積所の位置図		

様式第3号(第5条関係)

<p>産業廃棄物処理許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び 代表者氏名)</p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
事業所	住 所 (所在地)	三島市 町 丁目 番地 番 号	
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	電話番号 ( )	
事業の種類			
産業廃棄物の種類			
産業廃棄物の 排出量	可燃物	不燃物	計
	kg	kg	kg

様式第3号の2(第6条の2関係)

<p>一般廃棄物処理手数料等還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び 代表者氏名) <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第2項ただし書の規定により、次のとおり申請します。</p>				
区 分	<p>1 一般廃棄物処理手数料</p> <p>2 産業廃棄物処理費用</p>			
申 請 理 由				
振 込 先 口 座	金融機関名		支 店 名	
	口 座 種 別		口 座 番 号	
	口座名義人 (カタカナ)			
既納の手数料等	円			
※ 更正後の額	円			
※ 差引還付額	円			

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第4号(第7条関係)

<p>一般廃棄物処理手数料等減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び 代表者氏名) <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定により、次のとおり申請します。</p>			
区 分	<p>1 一般廃棄物処理手数料</p> <p>2 産業廃棄物処理費用</p>		
申 請 理 由			
手 数 料 等 の 額	円		
※ 減 免 額	免 除	※ 減 額	※ 差 引 納 付 額
		円	円

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第5号(第8条関係)

<p>一般廃棄物処理業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び 代表者氏名) <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>収集 一般廃棄物の 運搬 の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 処分 7条第 項の規定により、次のとおり申請します。</p>			
事業の区分			
一般廃棄物の種類			
事業所の所在地			
収集、運搬又は 処分の方法並び に作業計画			
営業区域及び1 日の作業能力			
一般廃棄物 処理施設の 有 無	有	施設の構造 及び能力	
		位置	
		処分する施設の名称	処分する施設の位置
	無		

一般廃棄物の分別所、積換所、中継所等の作業所及び車庫の位置	作業所の種別	位置				
	車庫					
自動車その他主たる作業用具の種類及び数量並びに従業員の数	種類	規格	数量	種類	規格	数量
	従業員の数	人				
添付書類及び図面	1 申請者が法人の場合は、定数及び登記簿謄本 2 一般廃棄物処理施設を有するときは、当該施設付近の見取図 3 作業所及び車庫付近の見取図					

様式第6号(第8条関係)

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 年 月 日 三島市長 あて 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
⑩	
収集 一般廃棄物の 運搬 の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び 処分 清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の区分	1 収集 2 運搬 3 処分
一般廃棄物の種類	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設置の概要	

様式第7号(第9条関係)

許可番号第 号  住 所 (所在地) 氏 名  (名称及び 代表者氏名)  一般廃棄物収集運搬業許可証  廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により、次のとおり許 可する。 第7条の2第1項  年 月 日  三島市長 <span style="float: right;">印</span>	
事業の区分	
一般廃棄物の種類	
業務の区域	
許可の有効期限	年 月 日
許可の条件	
許可の更新 変更の状況	



様式第9号(第10条関係)

<p>一般廃棄物処理業廃止等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>一般廃棄物の収集運搬の事業の全部を廃止したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
廃止した事業又は変更した事項の内容	新	
	旧	
廃止又は変更の理由		

様式第10号(第11条・第16条関係)

<p style="margin: 0;">業 務 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">三島市長 あて</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住 所 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right; margin: 0;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="margin: 0;">年 月分の業務状況を次のとおり報告します。</p>				
事業の区分	一 般 廃 棄 物 処 理 業			浄化槽清掃業
	収 集	運 搬	処 分	清 掃
作 業 日 数	日	日	日	日
作業人員延べ数	人	人	人	人
作業箇所延べ数	箇所	箇所	/	箇所
車 両 実 数	台	台	/	台
処 理 し た 廃 棄 物 量	キログラム	キログラム	キログラム	キログラム
	リットル	リットル	リットル	リットル
	ト ン	ト ン	ト ン	ト ン
処 分 の 方 法	焼 却 場			
	埋 立 地			
	し尿処理場			
	そ の 他			

様式第11号(第12条関係)

<p>浄化槽清掃業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>浄化槽清掃業の許可を受けたいので、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>			
営業所の所在地			
営業区域			
汚泥の収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画			
浄化槽清掃に従事する者の数並びに作業主任者の住所及び氏名	人	作業主任者	
料金予定額	うち有資格者 ( 人)		

	規 格	数 量	規 格	数 量
スカム及び汚泥厚測定器具				
自吸式ポンプ				
温 度 計				
透 視 度 計				
水素イオン濃度指数測定器具				
汚泥沈殿試験器具				
パイプ及びスロット掃除器具				
ろ床洗浄器具				
そ の 他				

添付書類 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第1号までに掲げる書類

様式第12号(第13条関係)

許可番号第 号	
住所 (所在地) 氏名	
〔名称及び 代表者氏名〕	
浄化槽清掃業許可証	
浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。	
年 月 日	
三島市長 印	
許可の有効期限	年 年 日
許可の条件	

様式第13号(第14条関係)

浄化槽清掃業変更届出書 年 月 日 三島市長 あて 住 所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び) (代表者氏名) 浄化槽清掃業に係る次の事項を変更したので、浄化槽法第37条の規定により、次の とおり届け出ます。	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

様式第14号(第15条関係)

浄化槽清掃業廃業等届出書 年 月 日	
三島市長 あて	
住 所 (所在地) 氏 名	
㊟	
(名称及び) (代表者氏名)	
浄化槽清掃業を廃業等したので、浄化槽法第38条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等する理由	

様式第15号(第18条関係)

<p>許可証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三島市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
再交付の申請をする許可証の種類	
許可年月日及び許可証の番号	年 月 日 第 号
再交付の理由	

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第3号の2(第6条の2関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条・第16条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第14条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第18条関係)